

# 「無免許業者は危険！」ポスター作成

この度、無免許業者撲滅キャンペーンの一環として下記ポスターを作成しました。

会員の皆様方には、6月の定期発送物の中に同封させていただきました。

是非、事務所等の人目に付く場所に掲出して

いただき、無免許業者撲滅にご協力くださいますようお願いいたします。

今後も消費者保護の観点から、新聞、ラジオ等を利用した「無免許業者撲滅」のための啓蒙活動を積極的に推進する予定です。



**REAL PARTNER** 不動産の取引はハトのマークの  
**徳島県宅建協会加盟店へ**

## 無免許業者は危険!

専門知識のない無免許業者に取引を依頼されてトラブルが起こり、困っている人がたくさんおられます。また、無免許業者が宅地建物取引業を営むことは法律で禁止されており違反者は処罰されます。不動産はあなたの大切な財産です。宅地建物の売買、賃貸借などのご相談は安心と信頼、確かな不動産取引のプロフェッショナルの当協会会員にご依頼ください。

**無免許業者にご注意ください!**

- うまい話ばかりで取引を急がされる
- 家が建たない土地だった
- 境界の明示がなくお隣とトラブルになった
- トラブルになったり、都合が悪くなると連絡がとれない
- 高額な報酬を請求された

**罰則** 【無免許で業を行った者】 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科(法79条第2号)  
【無免許業者との取引に関与した宅地建物取引業者】 免許の取り消し(法66条第1項第9号)  
(宅地建物取引業法) 業務の全部又は一部の停止(法65条第2項第5号)

不動産売買・賃貸のご相談は信用あるハトマーク加盟店へ

公益社団法人 **徳島県宅地建物取引業協会**  
公益社団法人 **全国宅地建物取引業保証協会徳島本部**

〒770-0941 徳島市万代町5丁目1-5(徳島県不動産会館内) TEL.088-625-0318 FAX.088-625-3669  
<http://www.tokushima-takken.jp>